

第32号議案

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

品川区法定外公共物管理条例（平成22年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「864円」を「916円」に改め、同項ただし書中「30日を超えないとき」を「1月未満の場合」に改め、同条に次の1項を加える。

6 占用の許可の期間が1月未満の場合の占用料の額は、第3項および第4項により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）法定外公共物の占用料の額を改定する必要がある。